

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

広島県知事 橫 田 美 香

## 広島県規則第六十九号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
（教育及び保育の内容等）		
第九条 (略)		
一 幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）に基づく内容	第四条 条例第四十九条に規定する規則に定める保育の内容は、保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）に従うものとする。	第四条 条例第四十九条に規定する規則に定める保育の内容は、保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百四十一号）に従うものとする。
二・三 (略)		

4  
一  
一  
八  
（略）  
（略）  
九  
認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに對し、児童福祉法第三十三条の第一項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他の当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。  
十  
（略）  
（略）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

4  
一  
一  
八  
（略）  
（略）  
九  
認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに對し、児童福祉法第三十三条の各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。  
十  
（略）  
（略）